

別紙

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善加算計画書（令和5年度）の提出について

1 提出方法

郵送（提出期限令和5年4月15日（土）当日消印有効の取扱とします。）

2 提出物

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善加算計画書（令和5年度）〔別紙様式2〕

取得する加算種別に応じ別紙様式2のうち次のシートの提出が必要です。

なお、計画書の内容を証明する資料の添付は不要です。ただし、内容を証明する資料は適切に保管し、本県が求めた場合には速やかに提出をお願いします。

取得する加算	別紙様式 2-1 総括表	別紙様式 2-2 個表_処遇	別紙様式 2-3 個表_特定	別紙様式 2-4 個表_ベースアップ
介護職員処遇改善加算	要提出 <u>注1</u>	要提出		
介護職員等特定処遇改善加算			要提出	
介護職員等ベースアップ等支援加算				要提出

注1 別紙様式2-1総括表4ページ目にある「(確認用)提出前のチェックリスト」の各項目に「×」がないか提出前に確認し、このチェックリストを含めて提出してください。(「×」がある場合は当該項目の記載を修正してから提出すること。)

3 提出先

サービス名（介護予防サービス含む）	提出先※
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型を除く）、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）	事業所、施設の所在地を管轄する健康福祉事務所（南部管内は医療福祉推進課）
介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護を含む）、介護医療院（併設短期入所療養介護を含む）	医療福祉推進課

提出先	住所
滋賀県医療福祉推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
甲賀健康福祉事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
東近江健康福祉事務所	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22
湖東健康福祉事務所	〒522-0039 彦根市和田町41
湖北健康福祉事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2
高島健康福祉事務所	〒520-1621 高島市今津町今津448番地45

※ 大津市所在の事業所、施設および市町指定サービスについては、指定等を受けている市町へ提出が必要です。市町への提出方法等については各市町にご確認をお願いします。